

## 原発災害と自治体—浪江町

シリーズ「福島原発をゆく」で書いたように、浪江町役場に立ち寄った。日曜だったので、役場は閉じられていたが、「新たな歴史の一ページを共に創ろう 再スタートなみえまち」と書かれた大きな垂れ幕が印象的だった。

浪江町の津島地区まで行ったが、かつて田んぼだった所は柳の木が繁茂していた。7年という時のながれを痛感した。福島原発調査から戻ってから、浪江町の馬場有町長が6月27日に亡くなったことを知った。原発事故後の町長の奮闘ぶりは、映像で何回も見た。町長による標題の論文を思い起こし、久しぶりに再読した。やはり浪江の現地を歩いて再読すると、町長の思いが伝わってくる。

この論文は町長が岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体 「人間復興」へのみち』自治体研究社、2013年に寄稿されたものだ。論文さいごの「7 被災地から基本的人権を問う」を抜粋して紹介したい。

被災地の目線で見ると、憲法の基本的人権である13条（幸福追求権）、25条（生存権）、そして29条（財産権）が剥奪されている実態にある。避難生活の中では、税金を払っていないと非難される。本来は違う。非難されるべきは加害者である東電であり、我々は被害者・被災者である。町民の転居は、4回から7回が平均で、多い人は14回も転居している。これでは流浪の民だ。国は我々を棄民にするつもりなのか。

町に帰るといふ目標から考えると、原発事故収束の見通しが全く持てないことが一番の問題だ。廃炉にするには、30年、40年もかかることから、放射能や汚染水問題に対する恒久的な設備の設置も求められている。各地で原発再稼働の動きもすすむが、国民・住民一人一人の尊厳や権利が侵されているこの状況を前に、原発再稼働という選択肢はあり得ない。

「すべての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については…最大の尊重を必要とする」（憲法13条）。原発事故以前は、当たり前の日常茶飯事「日々是好日」生活し、お隣同士「わきあいあい」の団らんで、コミュニティが形成されてきた。しかし事故後、家族はバラバラ、社会の絆は絶たれ、慣れない土地での生活・生業の道まで喪失させられた。これらの現状は、普通の営みができない惨状を示し生命も脅かされ個人の自由をも剥奪され、国民として、個人としての権利が侵されている。人としての普通の営みができ、何かひとつ心配や不安のない恵まれた状態に戻すよう、今後は権利の回復に努めることが行政の責務である。

基本的人権を奪われている現在の被災地・被災者の窮状を風化させてはならない。

(2018年7月8日)

